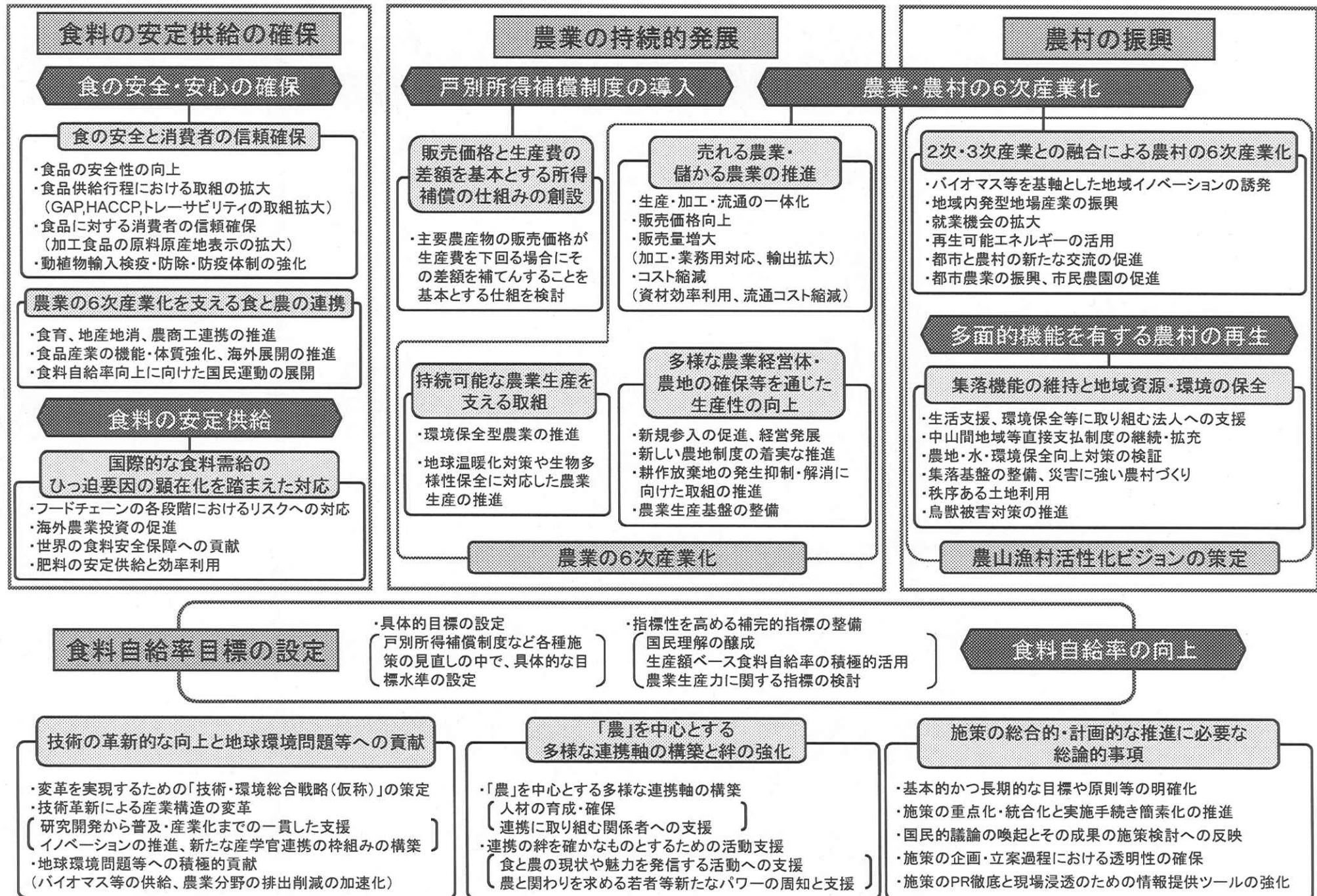


「政策課題の整理」の概要



◎米戸別所得補償モデル対策と類似制度の比較

	米戸別所得補償モデル対策	加工原料乳生産者補給金制度	経営所得安定対策（畑作）
対象農家	全ての販売農家（集落営農を含む） ・水稻共済加入者など	指定団体に販売委託する生産者	一定規模（北海道 10ha）以上の認定農業者又は集落営農（20ha 以上）
計画生産	主要食糧法に基づく生産目標数量	（生産者団体による計画生産）	（生産者団体による計画生産）
保証水準	経営費+家族労働費の8割（過去7中5年の全国平均）	（再生産の確保を旨として、過去の交付水準を実質維持）	担い手の全算入生産費（基準年の全国平均）
支払内容	当年の作付面積に、全国一律の面積単価（円/10a）を乗じて支払い ①定額部分 ・当年の販売価格にかかわらず、標準的な販売価格（過去3年の全国平均）と保証水準との差を一定の単価（1.5万円/10a）で支払い ②変動部分 ・当年産の販売価格に応じて、標準的な販売価格との差額を単価として支払い	当年の販売数量に、全国一律の毎年の数量単価（円/kg）を乗じて支払い	以下の2種類の支払い ①固定払い ・過去の生産実績を面積換算したものに、地域ごとの一定の面積単価（円/10a）を乗じて支払い ②成績払い ・当年の生産数量に、品質を加味した全国一律の数量単価（円/kg）を乗じて支払い
価格変動への対応	保証水準に達するまで変動部分を支払い（米ナラシは重複を排除して継続）	乳価低落時は、過去平均価格の8割まで補てん（別途対策）	価格・品質低下時は、共済支払分を除き、農業者ごとの減収額の9割を補てん（ナラシ）
交付方法	国が生産者に直接交付 (計画生産の遵守は、市町村等が確認)	指定団体を通じて生産者に交付	国が生産者に直接交付
他作物への誘導	水田における自給力向上作物の作付けに対する助成（計画生産を条件としない別途対策）	—	—